

令和7年度とくしま農泊プラン魅力発信業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度とくしま農泊プラン魅力発信業務

2 業務目的

本県では、農山漁村の活性化と農林漁業者の所得向上を図るため、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行「農泊」を推進している。

インバウンドをはじめとする、旅行需要の拡大が期待される中、各地域にある「とくしま農林漁家民宿」や、徳島県の農山漁村地域ならではの観光コンテンツ等を魅力的に発信する動画を制作することにより、「とくしま農林漁家民宿」への誘客を促進し、農山漁村地域の関係人口の拡大に寄与することを目的とする。

3 委託期間

委託契約の日から令和8年3月20日（金）まで

4 事業対象経費

人件費（賃金等）、報償費（謝礼等）、旅費（旅費・費用弁償費）、需用費（消耗品費・燃料費等）、役務費（通信費・運搬費等）、使用料及び賃借料（会場使用料・自動車借料等）、委託料（他の団体等へ委託する場合は、事前に協議すること）等を対象とする。

5 業務内容

（1）事前調整等

受託者は、被写体となる施設への取材及び撮影のための交渉及び連絡調整、ドローン飛行等を含む撮影に関わる許可申請、ロケハン、肖像権等の諸権利の整理、機材の準備等、映像制作に付随する全ての必要な業務を実施すること。

（2）撮影

撮影に当たっては、映像シナリオや構成案、絵コンテ、撮影日程、撮影場所等を事前に委託者と協議の上、実施すること。また、関係法令、条例及び規則を遵守するとともに、自然環境を損なわず、地域社会や住民への迷惑にならないよう、十分に配慮すること。

（3）編集

撮影した動画・静止画を用いて編集作業を行う。納入期限までに撮影が困難な素材がある場合等には、受託者が既に保有する動画及び静止画や受託者が撮影したもの以外に手配できる動画を活用することを妨げない。なお、借用映像を使用する際の手続き等は受託者が行うこと。

音楽素材やイラスト等の使用に関しては、基本的にオリジナルもしくは、フリー音源を活用するなど著作権の問題が発生しないようにすること。なお、著作権等の許諾が必要な場合は手続き等を受託者が行うこと。

6 仕様・規格等

企画・制作にあたり、以下の点に留意すること。

(1) 動画の構成・内容

- ① 動画の構成は、「とくしま農林漁家民宿」での「宿泊」「食事」「体験」、その運営に携わる農林漁家民宿経営者等とお客とのふれあい、そして農山漁村地域の自然豊かな景色等を組み合わせ、徳島県ならではの農泊の魅力が伝わるものとする。
- ② 撮影する対象や表示するテロップの文字の大きさ等については、スマートフォンから視聴する場合においても、見やすいように配慮した撮影・編集を行うこと。
- ③ 撮影には、ドローンや360度カメラ等の最新機器を活用する等、農山漁村の魅力を引き出すために効果的な手法をとること。
- ④ 撮影対象地域は、県南部及び西部の2エリアとする。
- ⑤ 動画は、1本60秒以上180秒未満とし、1本あたり1エリアをテーマにモデルコースを紹介するものとする。なお、モデルコースについては、事業者より、提案すること。
- ⑥ 制作にあたっては、多言語に配慮すること。テロップは、英語、韓国語、中国語（繁体字）の3言語に対応したものとすること。より、効果的な多言語対応が可能な場合は、受託者から提案することも可能とする。（制作本数は、2エリア×4言語（日本語（テロップ無し）、3言語対応）の計8本とする）
- ⑦ ターゲットは、国内外の一般旅行者を想定する。より、効果的なターゲット設定が可能な場合は、受託者から提案することも可能とする。

(2) その他留意事項

- ① 制作した動画は、徳島県ホームページや徳島県公式 Youtube チャンネル等への掲載のほか、国内外の誘客イベント等において幅広く活用する。事業終了後に県が再編集を行い、今後の活用の際し、2次利用が可能なものとする。
- ② 制作段階で、随時、委託者（以下、県という。）へ動画の試写を行い、修正点の有無について県から指示を受け、動画の修正を行うこと。
- ③ 成果品の納品にあたっては、DVD等のメディアに記録したものを提出するが、制作過程における協議及び確認等のためのデータの提出については、電子メール及び県のストレージサービス（総合オンラインストレージサービス DECO）経由での提出を可とする。
- ④ 過去に制作した動画（撮影地域：県東部エリア）の掲載ページは以下のとおり。
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kyoiku/kanko/7304494/>

7 成果品（報告書）の提出

受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書（指定様式）と合わせて、撮影した動画に使用した写真や動画データ等を収納したメディアを含めた事業全体の報告書や成果物を提出すること。

(1) 提出物

- ① 委託業務完了報告書1部
- ② 制作した動画を収録した電子媒体2枚
納品する電子媒体は、最新のウイルス対策ソフトを用いてウイルスチェックを行

うこと。また、DVD プレイヤー及びパソコンでも再生可能な形式で、県への事前確認の上、提出すること。

③ その他、撮影場所に関して撮影や取材の過程で得られた情報（撮影データ等）

(2) 提出期限

令和8年3月20日（金）

(3) 提出先

徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

8 成果品の利用及び著作権等

(1) 著作権者著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、徳島県に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、徳島県が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は、受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。

② 受託者又は受託者が従前から所有していた映像等を使用する場合も前記のとおりとする。

③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、徳島県と受託者で協議の上、処理することとする。

9 その他留意事項

(1) 本業務に係る全ての経費は委託金額に含まれるものとする。

(2) 本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、徳島県と協議の上承諾を得た場合は、業務の一部を委託することができる。

(3) 受託者は、本業務（再委託した場合も含む。）の履行を通じて知り得た情報を他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により徳島県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合にはその賠償の責めを負うものとする。

(6) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、徳島県との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けること。また、適宜進捗状況の報告を行うこと。

(7) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、徳島県と受託者で協議して決定するものとする。